



10月1日からインボイス制度が開始 負担軽減の支援措置も実施されます

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が今年10月1日から開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署へ提出し、登録を受ける必要があります（原則的な期限は今年9月30日まで）。

国税庁ホームページでは、インボイス制度開始に向けて

制度内容の理解促進および、事業者の方々の円滑な準備のために特設サイトを設置。「適格請求書発行事業者」の登録申請の方法や、解説動画を公開しています。また、昨年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正の大綱において、主に中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることになりました。詳しくはリーフレットでご確認ください。



「インボイス制度」とは

売り手であるインボイス発行事業者は、買い手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

一方、買い手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売り手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存などが必要となります。



インボイス制度の概要はこちら
(リーフレット)



負担軽減措置についてはこちら
(リーフレット)

国税庁 特集インボイス制度

インボイスコールセンターへのお問い合わせ

フリーダイヤル(無料)

0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00(土・日・祝除く)

出典：国税庁「特集 インボイス制度」「令和5年10月インボイス制度が始まります1(リーフレット)」、公益社団法人 全日本トラック協会「インボイス制度(消費税の適格請求書等保存方式)の負担軽減措置等について」



あくびが出たら要注意！ 質の良い睡眠で疲労回復、居眠り運転を防止

春のぼかぼか陽気で、運転中についウトウトしてしまった経験はないでしょうか？あくびが出たら危険信号と思い、適切なタイミングで休憩を取りましょう。また、眠気の背景には過労があり、そのサインを逃さないことが重要です。ドライバーおよび運行管理者の双方が、質の良い睡眠を取る、質の良い睡眠を取らせることを実践していきましょう。

運転時に表れる過労の具体的兆候

- ・あくびが出る
- ・1回あたりのまばたきが長くなる
- ・目をしょぼしょぼさせ、こする
- ・車のスピードが遅くなったり早くなったりする
- ・車が蛇行するようになる など

睡眠の質改善に向けたマニュアルは
こちら



トラックドライバー睡眠マニュアル

出典：国土交通省「トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル」、公益社団法人 全日本トラック協会「安全運転・健康運転のためのトラックドライバー睡眠マニュアル」